

明治6年「会議章程」（明治期山口県布達9）

県会の「はじまり」

《会議の「はじまり」》

「広く会議ヲ興シ万機公論ニ決スヘシ」。議会開設の端緒とされる「五箇条の御誓文」の一節です。

明治6年(1873)4月、地方長官を東京に招集して「地方官会同」が開かれました。地租改正断行を周知する重要な集会でしたが、その場には、議題として、各地での行政遂行上の課題を持ち寄ることも同時に呼びかけられていました。行政課題の解決のためには、議論の場がもたれるべきであることを強く印象づけるセレモニーでもあり、各府県における「地方民会」開設への呼び水となりました。

山口県では、同年10月に、区長や戸長らを議員とする「地方民会」が招集されました。これは、全国的にみても、地方民会招集の非常に早い事例です。

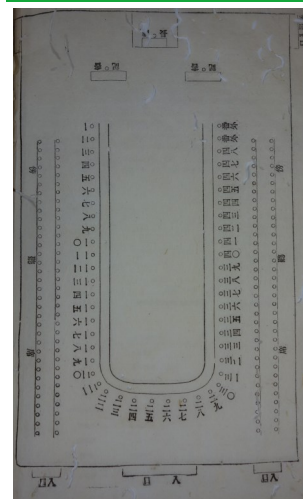
山口県において、明治6年から9年にかけて開かれた5回の「地方民会」は、「県会」と呼ばれたこともありましたが、のちの、

府県会規則のもとで編成された「県会」と区別するために、「県庁大会議」の呼称が用いられています。

《県庁大会議とは？》

明治6年12月、第1回県庁大会議の開催前に策定された「会議章程」によれば、県令を議長とすること、行政側からは県属・区長、民の側からは「県内支庁の部」「士族集居地」から数名、加えて、医師・祀官・僧侶の代表が招集されることが規定されていました。当時の行政の意図を浸透させるためにターゲットとされていた階層を読み取ることができます。ただし、県庁大会議は、あくまでも、県令の諮問機関であり、長官の意図を申し渡す場面にしかすぎませんでした。

「会議章程」は、会議の仕組みを規定したマニュアルなのですが、その前文として「会議」についての啓蒙的な解説が付されています。執筆者の雪村樹史は、のちに初代萩町長を務めた、当時の県職員中村雪樹と推測されます。



明治12年「通常県会日誌」
(議会事務局5)

明治12年第一回県会の議場内の配席図です。議員は会期初日の抽籤で定められた番号の席に着座し議論を交わしました。議場奥手に議長席があります。傍聴人席は二階に設けられていました。

明治7年1月、板垣退助による「民撰議員設立建白」（のち明治30年代に山口県知事に着任した古沢滋はその起草者の一人）の影響もあり、地方での民会の常設が渴望されるようになりました。

こうした時流を反映して、山口県でも、明治7年6月に「第二回県庁大会議」、同年10月から11月にかけて「第三回県庁大会議」が開催されています。この年、議会が二回開催されたのは、県政の推進にあたって「話し合い」の場が重視されはじめた証しと見ることもできるのですが、実際には、不平士族対策として士族授産政策（士族の生活の安定に向けた政策の実現）重視の姿勢の可視化を目論んだ木戸孝允や井上馨らの強い意向が反映されたものでした。

明治8年4月の「漸次立憲政体樹立ノ詔」は、国会・地方議会の設置の機運をいっそう高めることになりました。山口県でも「第四回県庁大会議」開催（明治8年11月）を前に、議案が事前に告知されることになったほか、傍聴人も認めることが公表されました。

明治9年10月、「第五回県庁大会議」が開催されました。この会議開催前には、明治6年公示の「会議章程」に替わるものとして、新たに「会議仮章程」が制定されました。

第1条で「此般会議ハ区長及代議人ヲ以テ成ル者ナレハ、其ハ官民協同会ニシテ、其議スル所ハ県治一般ノ事ニ涉レハ、（会議の）名義ハ県会ト称スヘシ」として、この会議の位置づけや性格がより一層クリアに謳われています。第19条には、「議長事ヲ決スルハ同議ノ多数ニ依ル」とあります。多数決方式の導入、つまり、議長である知事の独断を牽制することが明言されており、形式上ではあるにせよ、「討論」や「話し合い」の定着ぶりを見て取れます。ただし、その第2条には「議会ハ議事ノ権有テ之ヲ施行スルノ権ナシト雖トモ、此会ニ議決セシ件々ハ姑ラク官民間ノ条約ト見做シ、更ニ（議決事項は）県庁再議ノ上施行」とあり、県（県令・県庁）主導の実情が示されています。

なお、従来、会議での決議事項は作成された「決議録」を布達として県民への周知が図られていたのですが、この会議からは、正式な議事録として「県会日誌」が作成されました。議案説明、出席議員の発言など、議事の詳細を跡づけることが可能です。

以上、五度に及ぶ「県庁大会議」に関連する資料から、明治12年3月の第1回山口県会までの、県会のプロローグについて概観してみました。

第5回の県庁大会議から第1回山口県会開催までには実に二年半のタイムラグがあります。この空隙は、萩の乱（明治9年11月）町田事件（明治10年5月）、西南戦争（明治10年）など、士族反乱に揺れ動いた時期にあたります。一方で、全国的な統一的地方制度として三新法（郡区町村編制法・府県会規則・地方税規則）が制定された（明治11年7月）時期でもあります。つまり、旧来の秩序と明治国家のもたらした新秩序のおりあいをつけるために必要とされた時間だったのです。

5回にわたり開かれた県庁大会議で重視された議事事項は、士族授産（「勸業局」「授産局」「協同会社」）と警察制度の確立でした。

第1回県会は明治11年建築と伝わる議場（第5回県庁大会議で建設が要望された）で開かれました。新築された議場での県会の開会は、人々に新時代の到来を実感させたものと思われます。

◀「明治9年 県会日誌」（県史編纂所史料277）

